

施設整備マニュアル【四訂版】（平成 29 年 11 月）発行以後行なった規則改正に伴い、本マニュアルに一部訂正がございます。

誠に恐れ入りますが、下記改正対応表等をご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

頁	改正前	改正後
P54 整備項目 建築物 便所 整備基準 ●設置数	<u>1 以上</u> <u>（男子用及び女子用の区分がある時はそれぞれ 1 以上）</u>	<u>○多数の者の利用に供する便所は、これらの者が利用する階（次のいずれかに該当する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u> <u>・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階</u> <u>・多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u> <u>○便所設置階の 1 以上の便所に、車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>・直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u> <u>・多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合</u> <u>・男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち 1 以上に、男子用の車いす使用者便房を 1 以上設ける場合</u> <u>・女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち 1 以上に、女子用の車いす使用者便房を 1 以上設ける場合</u> <u>・床面積が 1,000 ㎡未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が 1,000 ㎡未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数（その数が 1 以上で 1 未満の端数があるときにあってはその端数を切り捨てた数、その数が 1 未満のときにあっては 1）に、床面積が 1,000 ㎡以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合</u>

		車いす使用者等の利用に配慮した <u>水洗器具</u> の設置	車いす使用者等の利用に配慮した <u>洗面設備</u> の設置
P66	整備項目 建築物 客室 整備基準 ●設置数	<u>1</u> 以上設置	<u>客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上設置
P68	整備項目 建築物 客席 整備項目	<u>1</u> 以上	<u>当該客席に設ける座席の数が 400 以下の場合にあつては 2 以上、座席の数が 400 を超える場合にあつては当該座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上
P68	整備項目 建築物 客席 整備基準	●車いす使用者用の席の設置 (有効幅 <u>85</u> cm 以上、奥行 <u>110</u> cm 以上)	●車いす使用者用の席の設置 (有効幅 <u>90</u> cm 以上、奥行 <u>135</u> cm 以上)
P82	整備項目 建築物 駐車場 整備基準 ●設置数	<u>1</u> 以上	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）が 200 以下の場合にあつては当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上、駐車施設の数が 200 を超える場合にあつては当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>に 2 を加えた数以上。</u> <u>ただし、昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
P170	整備項目 公園 便所	●障害者、高齢者等の利用に配慮した <u>水洗器具</u> の設置	●障害者、高齢者等の利用に配慮した <u>洗面設備</u> の設置
P184	整備項目 建築物以外の 路外駐車場 駐車場 整備基準 ●設置数	<u>1</u> 以上	<u>多数の者の利用に供する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 以下の場合にあつては当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上、駐車施設の数が 200 を超える場合にあつては当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） <u>に 2 を加えた数</u> 以上
P204 P205	整備項目 建築物 5 便所 整備基準	(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を <u>1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）</u> 設けること。	(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を設けること。 <u>ア 多数の者の利用に供する便所は、これらの者が利用する階（次のいずれかに該当する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u> <u>（ア） 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者の利用に供する便所を 1 以上設ける施設が同</u>

			一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階 (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
			ア 車いす使用者用便房が設けられていること。 イ 多数の者の利用に供する便所を設ける階（以下「便所設置階」という）においては、当該便所のうち1以上（便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合にあつては2以上、床面積が4万平方メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数）の便所に、車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 (イ) 多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合 (ウ) 男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 (エ) 女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 (オ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数が1以上で1未満の端数があるときにあつてはその端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつては1）に、床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合

		イ～オ 略	ウ～カ 略
		カ 次に定める基準に適合する <u>水洗器具</u> が設けられていること。	キ 次に定める基準に適合する <u>洗面設備</u> が設けられていること。
		(ア)～(ウ) 略	(ア)～(ウ) 略
		キ 略	ク 略
P206	整備項目 建築物 8 客室 整備基準	ホテル等の客室のうち、 <u>1</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。	ホテル等の客室のうち、 <u>客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。
P206	整備項目 建築物 9 客席 整備基準	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を <u>1</u> 以上設けること。	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を、 <u>当該客席に設ける座席の数が400以下の場合にあつては2以上、座席の数が400を超える場合にあつては当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上設けること。
		(1) 有効幅 <u>85センチメートル</u> 以上、奥行き <u>110センチメートル</u> 以上の車いす使用者用の席が設けられていること。	(1) 有効幅 <u>90センチメートル</u> 以上、奥行き <u>135センチメートル</u> 以上の車いす使用者用の席が設けられていること。
P208	整備項目 建築物 14 駐車場 整備基準	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、 <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）が200以下の場合にあつては当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、駐車施設の数200を超える場合にあつては当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
P213	整備項目 公共交通機関の施設 8 便所 整備基準	(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を <u>1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）</u> 設けること。	(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を設けること。
P221	整備項目 公園 6 便所 整備基準	(4) 略 ア 略 イ 1の表の5の項の(1)の <u>カ</u> に定める基準に適合する <u>水洗器具</u> が設けられていること。	(4) 略 ア 略 イ 1の表の5の項の(1)の <u>キ</u> に定める基準に適合する <u>洗面設備</u> が設けられていること。

P222	整備項目 建築物以外の 路外駐車場 1 駐車場 整備基準	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす 使用者用駐車施設を設けること。	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、 <u>当該駐車場に 設ける駐車施設の数</u> が200以下の場合にあつては <u>当該駐車 施設の数に100分の2を乗じて得た数</u> （その数に1未満の 端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、 <u>駐車 施設の数</u> が200を超える場合にあつては <u>当該駐車施設の数 に100分の1を乗じて得た数</u> （その数に1未満の端数があ るときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上 <u>の車いす使用者用駐車施設を設けること。</u>
------	--	---	---

P225 第 3 号様式及び P232 第 11 号様式中「印」を削る。

P231	第 10 号様式	(表面) 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、香川県福祉のまちづくり条例第19条第 1 項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日発行（使用期間 1 年） 香川県知事 国 (裏面) 香川県福祉のまちづくり条例（抜粋） (適合状況等の聴取及び立入調査) 第19条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設整備主又は特定施設所有者等に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について聴取し、又はその職員に、特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(第 1 面) 第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 年 月 日限り有効 香川県知事 国 写 真 (第 2 面) この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。 <table><tr><th>法 令 の 条 項</th><th>該当の有無</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。	法 令 の 条 項	該当の有無														
法 令 の 条 項	該当の有無																		
P236	整備項目表 建築物 5 便所 整備項目	便所（1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上））	便所																
P236	整備項目表 建築物 5 便所 整備基準	車いす使用者用便房の設置	多数の者が利用する階の階数相当数以上の便所の設置 (無の場合) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の施設の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 便所設置階の 1 以上の便所＊ 1 に車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上））の設置 (無の場合)																

			<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u>
			<u>多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合</u>
			<u>男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合</u>
			<u>女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合</u>
			<u>床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1／1,000を乗じて得た数（その数が1以上でその数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあっては1）に、床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合</u>
		水洗器具の設置	洗面設備の設置
		水洗器具の構造	洗面設備の構造
P237	整備項目表 建築物 5 便所 注		<u>* 1 整備基準については、便所設置階の床面積が 10,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以下の場合にあっては2以上、床面積が 40,000 ㎡を超える場合にあっては当該床面積に相当する数に1／20,000 を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、車いす使用者用便房を設置すること。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあっては、当該多数の者の利用に供する便所の数とする。</u>
		* 1 （略）	* 2 （略）
		* 2 （略）	* 3 （略）
P238	整備項目表 建築物 8 客室 整備項目	客室（ <u>1</u> 以上）	客室 （ <u>客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上</u> ）
P238	整備項目表 建築物 9 客席 整備基準	車いす使用者用の席の設置 （有効幅 <u>85</u> cm以上、奥行き <u>110</u> cm以上）	車いす使用者用の席の設置 （ <u>座席数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は座席数に1／200を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）以上</u> ）
			席の有効幅 <u>90</u> cm以上、奥行き <u>135</u> cm以上

P240	整備項目表 建築物 14 駐車場 整備基準	車いす使用者用駐車施設の設置	車いす使用者用駐車施設の設置 <u>（駐車場に設ける駐車施設の数（駐車場を2以上設ける場合は、駐車場に設ける駐車施設の総数）が200以下の場合は、駐車施設の数に2／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）以上、駐車施設の数200を超える場合は、駐車施設の数に1／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上）</u>								
P247	整備項目表 公共交通機関の施設 8 便所 整備項目	便所 <u>（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））</u>	便所								
	整備項目表 公共交通機関の施設 8 便所 整備基準	<u>車いす使用者用便所の設置</u>	<u>多数の者が利用する階の階数相当数以上の便所の設置</u> <table><tr><td><u>（無の場合）</u></td></tr><tr><td><u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階</u></td></tr><tr><td><u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の施設の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u></td></tr></table> <u>便所設置階の1以上の便所*に車いす使用者用便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の設置</u> <table><tr><td><u>（無の場合）</u></td></tr><tr><td><u>直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u></td></tr><tr><td><u>多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便所の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合</u></td></tr><tr><td><u>男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u></td></tr><tr><td><u>女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u></td></tr></table>	<u>（無の場合）</u>	<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階</u>	<u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の施設の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u>	<u>（無の場合）</u>	<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u>	<u>多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便所の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合</u>	<u>男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u>	<u>女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u>
<u>（無の場合）</u>											
<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階</u>											
<u>多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の施設の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u>											
<u>（無の場合）</u>											
<u>直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u>											
<u>多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便所の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合</u>											
<u>男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u>											
<u>女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便所を1以上設ける場合</u>											

			床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する施設で、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1／1,000を乗じて得た数（その数が1以上でその数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつては1）に、床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合
		水洗器具の設置	洗面設備の設置
		水洗器具の構造	洗面設備の構造
	整備項目表 公共交通機関の施設 8 便所 欄外		注 *印の整備基準については、便所設置階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合にあつては2以上、床面積が40,000㎡を超える場合にあつては当該床面積に相当する数に1／20,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、車いす使用者用便房を設置すること。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数とする。
P260	整備項目表 公園 6 便所 整備基準	水洗器具の設置	洗面設備の設置
		水洗器具の構造	洗面設備の構造
P262	整備項目表 建築物以外の路外駐車場 1 駐車場 整備基準	車いす使用者用駐車施設の設置	車いす使用者用駐車施設の設置 <u>（駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設の数に2／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）以上、駐車施設の数</u> <u>200を超える場合は、駐車施設の数に1／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上）</u>
P267	改善計画項目表 建築物 5 便所 整備項目	便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	便所
	改善計画項目表 建築物 5 便所 整備基準	車いす使用者用便房の設置	多数の者が利用する階の階数相当数以上の便所の設置 （無の場合） 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

			便所設置階の1以上の便所*1に車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））の設置 (無の場合) 直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合 男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1／1,000を乗じて得た数（その数が1以上でその数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつては1）に、床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合
		水洗器具の設置	洗面設備の設置
		水洗器具の構造	洗面設備の構造
	改善計画項目表 建築物 5 便所 注		*1 整備基準については、便所設置階の床面積が10,000㎡を超え 40,000㎡以下の場合にあつては2以上、床面積が40,000㎡を超える場合にあつては当該床面積に相当する数に1／20,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、車いす使用者用便房を設置すること。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数とする。 *1 (略) *2 (略)
P269	改善計画項目表 建築物 8 客室 整備項目	客室（1以上）	客室 (客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上)

	改善計画項目表 建築物 9 客席 整備基準	車いす使用者用の席の設置 (有効幅 <u>85cm</u> 以上、奥行き <u>110cm</u> 以上)	車いす使用者用の席の設置 <u>(座席数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は座席数に1／200を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数)以上)</u>
			席の有効幅 <u>90cm</u> 以上、奥行き <u>135cm</u> 以上
P271	改善計画項目表 建築物 14 駐車場 整備基準	車いす使用者用駐車施設の設置	車いす使用者用駐車施設の設置 <u>(駐車場に設ける駐車施設の数(駐車場を2以上設ける場合は、駐車場に設ける駐車施設の総数)が200以下の場合は、駐車施設の数に2／100を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数)以上、駐車施設の数200を超える場合は、駐車施設の数に1／100を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上)</u>
P279 P280	改善計画項目表 公共交通機関の施設 8 便所 整備項目	便所 <u>(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))</u>	便所
	改善計画項目表 公共交通機関の施設 8 便所 整備基準	<u>車いす使用者用便所の設置</u>	<u>多数の者が利用する階の階数相当数以上の便所の設置</u>
			(無の場合) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の施設の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
			<u>便所設置階の1以上の便所*に車いす使用者用便房(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)の設置</u>
			(無の場合) 直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合 男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合

			<u>女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合</u> <u>床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する施設で、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1／1,000を乗じて得た数（その数が1以上でその数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつては1）に、床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合</u>
		<u>水洗器具</u> の設置	<u>洗面設備</u> の設置
		<u>水洗器具</u> の構造	<u>洗面設備</u> の構造
		改善計画項目表 公共交通機関の施設 8 便所 欄外	<u>注 *印の整備基準については、便所設置階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合にあつては2以上、床面積が40,000㎡を超える場合にあつては当該床面積に相当する数に1／20,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、車いす使用者用便房を設置すること。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数とする。</u>
	P295	改善計画項目表 公園 6 便所 整備項目	<u>水洗器具</u>の設置 <u>洗面設備</u>の設置 <u>水洗器具</u>の構造 <u>洗面設備</u>の構造
P297	改善計画項目表 建築物以外の 路外駐車場 1 駐車場 整備基準	車いす使用者用駐車施設の設置	車いす使用者用駐車施設の設置 <u>（駐車場に設ける駐車施設の数200以下の場合は、駐車施設の数に2／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）以上、駐車施設の数200を超える場合は、駐車施設の数に1／100を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある時は、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上）</u>
P306	整備項目 建築物 7 便所 整備基準	（1）多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を <u>1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）</u> 設けること。	（1）多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を設けること。
	5 便所	<u>ア 車いす使用者用便房が設けられていること。</u>	<u>ア 多数の者の利用に供する便所は、これらの者が利用する階（次のいずれかに該当する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u>
			<u>（ア）直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階</u>

			(イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 イ 多数の者の利用に供する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合にあつては2以上、床面積が4万平方メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数）の便所に、車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 (イ) 多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合 (ウ) 男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 (エ) 女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合 (オ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数が1以上で1未満の端数があるときにあつてはその端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつては1）に、床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合
		イ～オ 略	ウ～カ 略

		<u>カ</u> 次に定める基準に適合する<u>水洗器具</u>が設けられていること。 (ア)～(ウ) 略	<u>キ</u> 次に定める基準に適合する<u>洗面設備</u>が設けられていること。 (ア)～(ウ) 略
		<u>キ</u> 略	<u>ク</u> 略
P309	整備項目 建築物 10 客室 整備基準 8 客室	ホテル等の客室のうち、 <u>1</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。	ホテル等の客室のうち、 <u>客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。
P310	整備項目 建築物 11 客席 整備基準 9 客席	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を <u>1</u> 以上設けること。	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を、 <u>当該客席に設ける座席の数が400以下の場合にあつては 2 以上、座席の数が400を超える場合にあつては当該座席の数に200分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上設けること。
		(1) 有効幅 <u>85センチメートル</u> 以上、奥行き <u>110センチメートル</u> 以上の車いす使用者用の席が設けられていること。	(1) 有効幅 <u>90センチメートル</u> 以上、奥行き <u>135センチメートル</u> 以上の車いす使用者用の席が設けられていること。
P312	整備項目 建築物 16 駐車場 整備基準 14 駐車場	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、 <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）が200以下の場合にあつては当該駐車施設の数に100分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上、駐車施設の数が200を超える場合にあつては当該駐車施設の数に100分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。 <u>ただし、昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
P324	整備項目 公共交通機関の施設 9 便所 整備基準	(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1 の表の 5 の項の(1)に定める基準に適合する便所を <u>1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）</u> 設けること。	(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1 の表の 5 の項の(1)に定める基準に適合する便所を設けること。
P340	整備項目 公園 6 便所 整備基準	(4) 略 ア 略 イ 1 の表の 5 の項の(1)の <u>カ</u> に定める基準に適合する <u>水洗器具</u> が設けられていること。	(4) 略 ア 略 イ 1 の表の 5 の項の(1)の <u>キ</u> に定める基準に適合する <u>洗面設備</u> が設けられていること。

P342	整備項目 建築物以外の 路外駐車場 1 駐車場 整備基準	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす 使用者用駐車施設を設けること。	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、 <u>当該駐車場に 設ける駐車施設の数</u> が200以下の場合にあつては当該駐車 <u>施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の 端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、駐車 施設の数</u> が200を超える場合にあつては当該駐車施設の数 <u>に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があ るときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数以上</u> <u>の</u> 車いす使用者用駐車施設を設けること。
------	--	---	--

参考

1. 基準に適合すべき客室の数を「1以上」から「客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改めた。（香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年3月29日香川県規則第20号抄））（令和元年9月1日施行）
2. 第3号様式、第11号様式一部改正。（災害救助法施行細則等の一部を改正する規則（令和3年7月15日香川県規則第62号抄））（令和3年9月1日施行）
3. 第10号様式全部改正。（香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則（令和4年3月18日香川県規則第3号抄））（令和4年4月1日施行）
4. 整備基準のうち、建築物の便所、客席、駐車場、公共交通機関の施設の便所、公園の便所、建築物以外の路外駐車場の一部改正。（香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年3月28日香川県規則第63号抄））（令和7年6月1日施行）